

▶ 整備基準抜粋

- 1 以上の出入口は、次に定める構造とすること。
- ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
- ウ 段差がある場合のすりつけこう配は、8パーセント以下とすること。
- エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- オ 車止め柵を設ける場合の柵と柵の間隔は、90センチメートル以上とし、その前後に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- カ 出入口が直接車道に接する場合においては、点状ブロック等の敷設、他の部分と異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

▶ 解説

ア 幅

- ・ 出入口の幅120cmは、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違い、松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法
- ・ 車止め柵を設ける場合の柵と柵の間隔90cmは、車いすで通過しやすい寸法

イ 段

- ・ 「車いす使用者が通過する際に支障となる段」には、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（高低差が2cm以下で丸みを持たせた段）以外のものが該当

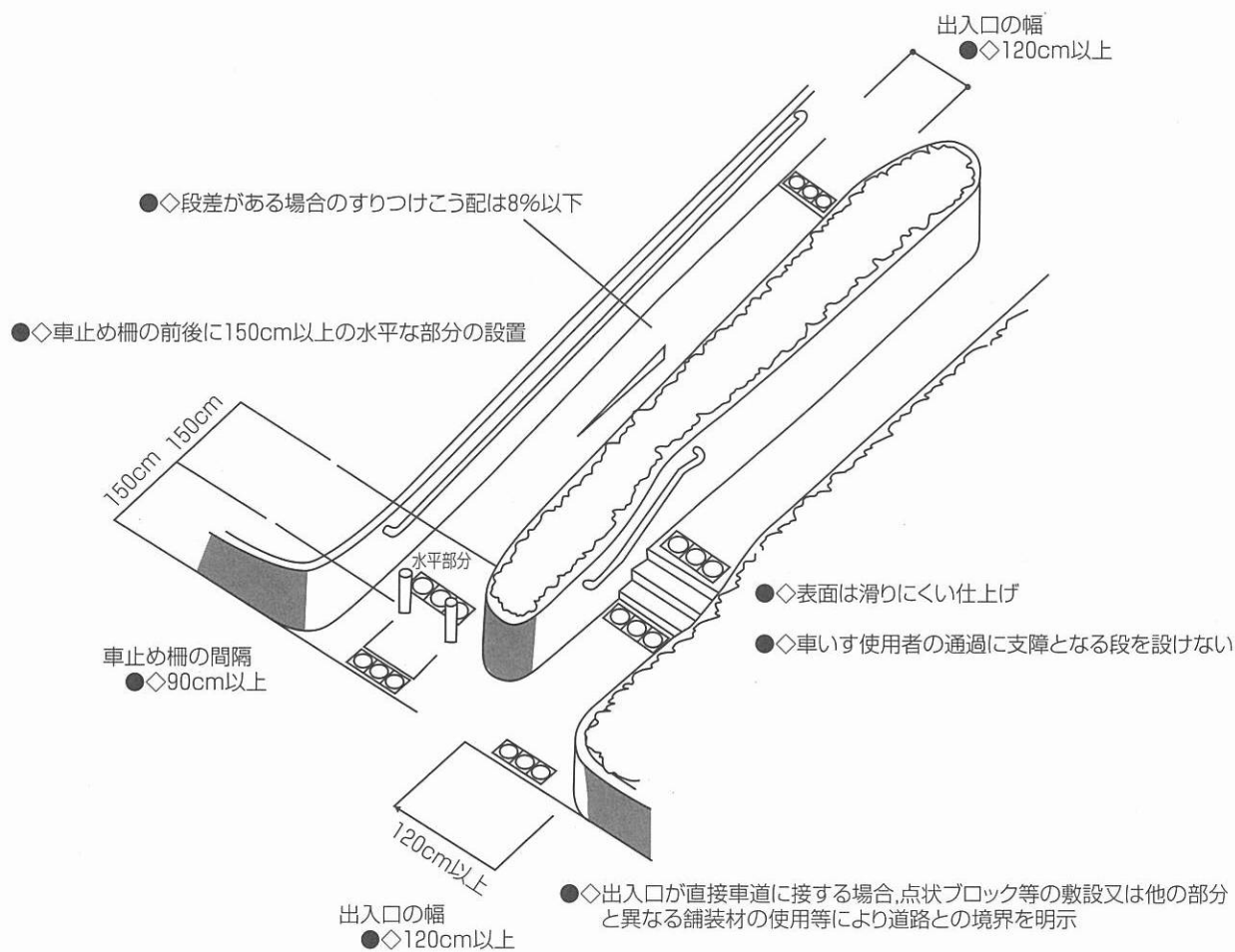
ウ 視覚障害者誘導用ブロック

- ・ 出入口が直接車道に接している場合、視覚障害者が公園から出たことに気付かず、そのまま車道へ飛び出してしまふ恐れがあるため、道路との境界を明確にする必要がある。

▶ 配慮事項

- ・ 車止め柵は、視覚障害者などが衝突したり、つますいたりすることがないように、配置や形状に配慮する。

出入口の整備例



凡例 ●印：整備基準に定めるもの
 ◇印：目標となる基準に定めるもの
 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項